

一、相关新法令、新政策

● 关于修改《产业结构调整指导目录（2011 年版）》有关条款的决定

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】国家发展和改革委员会令第 21 号
【发布日期】2013-02-16
【实施日期】2013-05-01
【内容提要】该决定对《产业结构调整指导目录（2011 年版）》有关条款进行了调整，其中涉及“鼓励类”18 项、“限制类”12 项、“淘汰类”6 项。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130226_528175.htm

● 2013 年外商投资企业联合年检通知

【发布单位】商务部等六部门
【发布日期】2013-02-27
【内容提要】根据该通知：
▪ 2013 年 03 月 01 日至 06 月 30 日为外商投资企业联合年检办理时间，年检内容为 2012 年度外商投资企业运营情况。
▪ 在中国境内，依法批准设立并登记注册、获得法人资格的外商投资企业均须在规定时间内参加年检。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://news.lhjn.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?Theme=&id=701>

● 关于在国家工商总局登记的外商投资企业 2012 年度检验有关事项的通知

【发布单位】国家工商行政管理总局外商投资企业注册局
【发布日期】2013-02-26
【内容提要】根据该通知：自 2013 年 03 月 01 日起，在国家工商行政管理总局登记的外商投资企业，可通过登录国家工商行政管理总局外商投资企业注册局网站（<http://wzj.saic.gov.cn>）进行网上申报，享受网上受理、网上审查、网上反馈、网上公示的全程电子化网上年检服务。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://wzj.saic.gov.cn/gzzt/201302/t20130226_133547.html

一、関連する新法令、新政策

● 「産業構造調整指導目録(2011 年版)」関係条項改正に関する決定

【発布機関】国家発展改革委員会
【発布番号】国家発展改革委員会令第 21 号
【発布日】2013-02-16
【施行日】2013-05-01
【概要】本決定は、「産業構造調整指導目録（2011 年版）」関係条項に対する調整を決定するものであり、その中で「奨励類」18 項目、「制限類」12 項目、「淘汰類」6 項目に言及している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130226_528175.htm

● 2013 年外商投資企業連合年度検査に関する通知

【発布機関】商務部など六部門
【発布日】2013-02-27
【概要】本通知によると以下の通りである。
▪ 2013 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までを外商投資企業連合年度検査手続期間とし、年度検査の内容は 2012 年度外商投資企業運営状況である。
▪ 中国国内で、法に依拠し設立しかつ登記登録し、法人資格を取得した外商投資企業はいずれも所定の期日までに年度検査に参加しなければならない。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://news.lhjn.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?Theme=&id=701>

● 国家工商総局にて登記した外商投資企業の 2012 年度検査関係事項についての通知

【発布機関】国家工商行政管理総局外商投資企業登録局
【発布日】2013-02-26
【概要】本通知によると、2013 年 3 月 1 日から、国家工商行政管理総局にて登記した外商投資企業は、国家工商行政管理総局外商投資企業登録局ウェブサイト（<http://wzj.saic.gov.cn>）にログインし、オンライン申請ができ、オンラインによる受理、審査、フィードバック、公示という全過程での電子化オンライン年度検査サービスを受けることができる。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://wzj.saic.gov.cn/gzzt/201302/t20130226_133547.html

● 关于在国家工商总局登记的企业按时参加年检的公告

【发布单位】国家工商行政管理总局企业注册局
【发布日期】2013-02-25
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/qyzcj/201302/t20130226_133546.html

● 危险化学品安全使用许可适用行业目录（2013年版）

【发布单位】国家安全生产监督管理总局
【发布文号】国家安全生产监督管理总局 2013 年第 3 号
【发布日期】2013-02-21
【内容提要】该目录包括化学原料及化学制品制造业、医药制造业和化学纤维制造业 3 大类，内含 25 个小类。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2013/0225/197880/content_197880.htm

● 关于营业税改征增值税试点中非居民企业缴纳企业所得税有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 9 号
【发布日期】2013-02-19
【实施日期】2013-02-19
【内容提要】根据该公告：营业税改征增值税试点中的非居民企业，取得《[企业所得税法](#)》第三条第三款规定的所得（非居民企业在中国境内未设立机构、场所的，或者虽设立机构、场所但取得的所得与其所设机构、场所没有实际联系的），在计算缴纳企业所得税时，应以不含增值税的收入全额作为应纳税所得额。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12224116.html>

● 关于外商投资企业联合年检和外国企业常驻代表机构提交年度报告有关事宜的公告（上海）

【发布单位】上海市商务委员会等六部门
【发布日期】2013-02-26
【内容提要】根据该公告：
▪ 2012 年 12 月 31 日前登记注册

● 国家工商总局にて登記した企業が期日通りに年度検査に参加することについての公告

【発布機関】国家工商行政管理総局企業登録局
【発布日】2013-02-25
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/qyzcj/201302/t20130226_133546.html

● 危险化学品安全使用許可適用業種目録（2013年版）

【発布機関】国家安全生产监督管理总局
【発布番号】国家安全生产监督管理总局公告 2013 年第 3 号
【発布日】2013-02-21
【概要】本目録には化学原料および化学製品製造業、医薬製造業および化学繊維製造業の 3 つの大きなカテゴリーが含まれ、これには 25 の小さなカテゴリーが含まれる。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2013/0225/197880/content_197880.htm

● 營業稅の増値稅一本化試行過程における非居民企業の企業所得稅納付關係事項についての公告

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告 2013 年第 9 号
【発布日】2013-02-19
【施行日】2013-02-19
【概要】本公告によると、營業稅の増値稅一本化試行過程における非居民企業が「[企業所得稅法](#)」第三条第三項に定める所得を取得した場合（非居民企業が中国国内に機關・場所を設立しておらず、または機關・場所を設立したが取得する所得がその設立した機關・場所と實際の關連性がない場合）、企業所得稅を計算し納付するときは、増値稅を含めない收入全額を課稅所得額としなければならない。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12224116.html>

● 外商投資企業連合年度検査および外国企業駐在員事務所の年度報告提出に関する公告（上海）

【発布機関】上海市商務委員會など六部門
【発布日】2013-02-26
【概要】本公告によると以下の通りである。
▪ 2012 年 12 月 31 日までに登記登録した外商投資企業はいずれも 2012

的外商投资企业均须参加 2012 年度联合年检;

- 参检企业应于 2013 年 03 月 01 日起通过上海外商投资企业联合年检网站 (www.LHNJ.gov.cn) 申报联合年检 (工商年检除外), 并于 06 月 30 日前向上海市商务委员会、上海市财政局、上海市国家税务局、上海市地方税务局、上海市统计局提交联合年检报告书。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2013-02-27-0000009a201302260002.html>

● 上海市工商行政管理局企业年检公告 (上海)

【发布单位】上海市工商行政管理局

【发布日期】2013-02-26

【内容提要】根据该公告: 2013 年 03 月 01 日至 06 月 30 日, 2012 年 12 月 31 日前在上海市登记注册的各类企业、分支机构和经营单位均应参加 2012 年度工商年检。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2013-02-27-0000009a201302260001.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 环境保护部: 在 47 城市实施大气污染物特别排放限值

日前, [环境保护部常务会议提出将在重点控制区实施大气污染物特别排放限值](#), 严格控制大气污染物新增量。此次纳入特别排放限值的重点控制区, 共涉及 19 个省 (区、市) 47 个地级及以上城市的火电、钢铁、石化、水泥、有色、化工等六大重污染行业以及燃煤工业锅炉的新建项目, 火电、钢铁、石化工业以及燃煤工业锅炉的现有项目。

根据环境保护部的安排:

年度の連合検査に参加しなければならない。

- 検査に参加する企業は、2013 年 3 月 1 日から、上海外商投資企業の連合年度検査ウェブサイト (www.LHNJ.gov.cn) を通じて連合年度検査 (工商年度検査を除く) を申告し、かつ 6 月 30 日までに上海市商務委員会、上海市財政局、上海市国家稅務局、上海市地方稅務局、上海市統計局に連合年度検査報告書を提出しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2013-02-27-0000009a201302260002.html>

● 上海市工商行政管理局企業年度検査公告 (上海)

【発布機関】上海市工商行政管理局

【発布日】2013-02-26

【概要】本公告によると、2013 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、2012 年 12 月 31 日までに上海市で登記登録した各種企業、分支機構および経営法人はいずれも 2012 年工商年度検査に参加しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2013-02-27-0000009a201302260001.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 環境保護部: 47 都市で大気汚染物特別排出数値制限を実施する

先頃、[環境保護部常務會議は重点制御地区において大気汚染物特別排出数値制限を実施し](#)、大気汚染物の新たな増加を厳格に制御することを提起した。この度、特別排出数値制限実施対象となる重点制御区に組み入れられたのは、合計 19 の省 (区、市) の 47 の地級およびそれ以上の都市の火力発電、鉄鋼、石油化学、セメント、非鉄金属、化学工業などの 6 大汚染深刻業種および石炭工業ボイラーの新設プロジェクト、火力発電、鉄鋼、石油化学工業および石炭工業ボイラーの既存のプロジェクトである。

環境保護部の手配によると以下の通りである。

新建项目
<ul style="list-style-type: none"> 从 2013 年 03 月 01 日起，新受理的火电、钢铁环评项目将执行大气污染物特别排放限值； 石化、化工、有色、水泥行业，以及燃煤工业锅炉等项目待相应的排放标准修订完善并明确特别限值后执行。
47 个城市的主城区范围内现有项目
<ul style="list-style-type: none"> 火电行业燃煤机组从 2014 年 07 月 01 日起执行烟尘特别排放限值； 钢铁行业烧结（球团）设备机头从 2015 年 01 月 01 日起执行颗粒物特别排放限值； 石化行业、燃煤工业锅炉项目待相应的排放标准修订完善并明确特别排放限值后，按照标准设定的现有项目过渡期满后分别执行挥发性有机物、烟尘特别排放限值。

(摘自环境保护部；2013 年 02 月 19 日发布)

新設プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> 2013 年 3 月 1 日から、新たに受理する火力発電、鉄鋼環境評価プロジェクトについては、大気汚染物の特別排出数値制限を実施する。 石油化学、化学工業、非鉄金属、セメント業種、および石炭工業ボイラーなどのプロジェクトについては、係る排出基準の改定が整備され、かつ特別な数値制限が明確になってから実施する。
47 都市の市街区範囲内にある既存プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> 火力発電業種石炭ユニットは、2014 年 7 月 1 日からスモッグ特別排出数値制限を実施する。 鉄鋼業種焼結（球形）設備先端部分は、2015 年 1 月 1 日から、顆粒物特別排出数値制限を実施する。 石油化学業種、石炭業種ボイラープロジェクトについては、係る排出基準の改定が整備されかつ特別な数値制限が明確になってから、基準に基づき設定した既存プロジェクトの移行期間満了後に揮発性有機物、スモッグに対する特別排出数値制限をそれぞれ実施する。

(2013 年 2 月 19 日付の環境保護部ウェブサイトより抜粋)

- 深圳、珠海商事登記制度改革：新版營業執照將不再記載經營範圍（確定經營範圍的權利交給企業）

2013 年 03 月 01 日起，深圳、珠海將實施商事登記制度改革，試行新版營業執照。新版營業執照與非試點地區的營業執照具有同等法律效力，其亮點包括：

種類精簡
<ul style="list-style-type: none"> 15 種營業執照精簡為 4 類，分別是《企業法人營業執照》、《非法人企業營業執照》、《分支機構營業執照》和《個體工商戶營業執照》； 農民專業合作社營業執照、企業集團登記證、外國（地區）企業常駐代表機構登記證暫不作調整。
不再記載經營範圍
<ul style="list-style-type: none"> 商事主體的經營範圍由章程、協議、申請書等確定，把確定經營範圍的權利交回給企業。經營範圍不再作為登記事項（改為備案事項）； 公眾可通過政府信息公示平台查詢經營範圍等相關信息。
不再記載“註冊資本、實收資本”
<ul style="list-style-type: none"> 申請人申請有限責任公司設立登記時，登記機關只需要登記其全體股東認繳的註冊資本總額，無需登記實收資本，不再需要提交驗資證明文件； 新版營業執照不再記載註冊資本、實收資本。
設置“重要提示”欄
重要提示欄的內容包括：

- 深セン、珠海商事登記制度改革：次世代營業許可証には經營範圍が記載されない（經營範圍を確定する権利は企業に付与される）

2013 年 3 月 1 日から、深セン、珠海は商事登記制度改革を実施し、次世代營業許可証を試行する。次世代營業許可証は非試行地区の營業許可証と同等の法的効力を有し、注目に値する点は以下の通りである。

種類が簡素化される
<ul style="list-style-type: none"> 15 種類の營業許可証が 4 種類に簡素化され、それぞれ「企業法人營業許可証」、「非法人企業營業許可証」、「分支機構營業許可証」および「個人事業主營業許可証」である。 農民專業合作社の營業許可証、企業グループ登記證、外國（地區）企業駐在員事務所登記證は暫時調整されない。
經營範圍が記載されない
<ul style="list-style-type: none"> 商事主體の經營範圍は、定款、協議書、申請書などにて確定し、經營範圍を確定する権利が企業に付与される。經營範圍は登記事項とはならない（届出事項に改められる）。 公眾は、政府情報公示プラットフォームを通じて經營範圍などの関係事項を照会できる。
「登録資本、払込資本」が記載されない
<ul style="list-style-type: none"> 申請人が有限責任会社の設立登記を申請する場合、登記機関はその株主全体が払い込みを引き受けた登録資本の合計額を登記するだけでよく、払込資本を登記する必要はなく、出資検査証明資料は提出しなくてよい。 次世代營業許可証には、登録資本、払込資本が記載されない。
「重要注書」欄が設置される
重要注書欄には次の内容が含まれる。

- 提示商事登記經營範圍和註冊資本制度的改革；
- 注明商事主体經營範圍、出資情況、營業期限和許可審批項目、年報及監管等信息的查詢方法。

2012年03月，国家工商行政管理总局明确“[支持广东省在深圳经济特区和珠海经济特区横琴新区开展统一商事登记制度改革试点](#)”。2012年11月，国家工商行政管理总局批复同意广东商事登记改革试点范围扩大为深圳市、珠海市、东莞市和佛山市顺德区。

2012年底，深圳市和珠海市分别通过了《[深圳经济特区商事登记若干规定](#)》和《[珠海经济特区商事登记条例](#)》，两法规均定于2013年03月01日起施行。2013年02月20日，国家工商行政管理总局下发批复，原则同意《广东省商事登记营业执照改革方案》，03月01日起在深圳、珠海两地试行改革后的营业执照。

查阅“深圳、珠海商事登记改革主要内容解读”、“关于商事登记改革营业执照的具体问答（含新版营业执照样本）”，可点击以下网址：
<http://www.gdgs.gov.cn/business/htmlfiles/gdgsj/s39/201302/47017.html>。

（摘自广东省工商行政管理局网站：2013年02月27日发布）

- 商事登記經營範圍および登録資本制度の改革について注意書きする。
- 商事主体の經營範圍、出資状況、營業期限および許可審査許可事項、年報および監督管理などの情報の照会方法を明記する。

2012年3月に、国家工商行政管理総局は、「[广东省が深セン経済特区および珠海経済特区横琴新区にて商事登記制度一本化改革試行を実施することを支持する](#)」旨を明確にした。2012年11月に、国家工商行政管理総局は、広東商事登記改革試行範圍を深セン市、珠海市、東莞市および佛山市順徳区への拡大に同意することを返答した。

2012年末に、深セン市と珠海市は、それぞれ「[深セン経済特区商事登記若干規定](#)」および「[珠海経済特区商事登記条例](#)」を可決し、両法ではいずれも2013年3月1日からの施行が定められている。2013年2月20日に、国家工商行政管理総局は書面で返答し、「[广东省商事登記營業許可証改革方案](#)」に原則同意し、3月1日から深セン、珠海両地にて改革後の營業許可証の試行を実施する。

「深セン、珠海商事登記改革主要内容の解説」、
「商事登記改革營業許可証の具体的な問答（次世代營業許可証の見本を含む）」についてをご覧ください。
下記のURLをクリックしてください。
<http://www.gdgs.gov.cn/business/htmlfiles/gdgsj/s39/201302/47017.html>。

（2013年2月27日付の広東省工商行政管理局ウェブサイトより抜粋）

● [茅台、五粮液因实施“限价令”而被处罚《反垄断法》第14条启用](#)

贵州省物价局、四川省发展和改革委员会日前对贵州茅台酒销售有限公司（以下简称“茅台”）、宜宾五粮液酒类销售有限责任公司（以下简称“五粮液”）分别开出2.47亿、2.02亿元的罚单。2012年12月茅台、五粮液因实施“限价令”而被国家发展和改革委员会发起反垄断调查（详细内容请参考[第328期《里兆法律资讯》](#)），本次处罚是根据调查情况做出的。贵州省物价局、四川省发展和改革委员会认为：茅台、五粮液限定经销商向第三人的最低销售价格，对不执行最低限价的经销商予以处罚，与经销商达成并实施白酒销售价格纵向垄断协议，违反了《[反垄断法](#)》第十四条规定，排除和限制了市场竞争，损害了消费者的利益。两部门据此作出处罚，罚金为上一年度涉案销售额的百分之一。

本次茅台、五粮液被罚事件是中国《[反垄断法](#)》实施以来价格执法部门第一次公开介入纵向垄断案件的调查并作出处罚的案件。部分企业在渠道营销上采用“限定区域、限定价格”的营销政策一直比较普遍，尽管在理论上涉嫌违反《[反垄断法](#)》第十四条的规定，但是以往实践中，价格执法部门未曾

● [茅台、五粮液が「價格制限令」を実施したことを理由とする処罰に、「独占禁止法」第14条が採用された](#)

贵州省物价局、四川省发展和改革委员会は先頃、貴州茅台酒销售有限公司（以下「茅台」という）、宜宾五粮液酒类销售有限责任公司（以下「五粮液」という）に対し、それぞれ2.47億元、2.02億元の罰金通知書を発行した。2012年12月に茅台、五粮液は、「價格制限令」を実施したために、国家发展和改革委员会により独占禁止調査（詳細は[第328期「里兆法律情報」](#)参照）が実施され、この度の処罰は調査状況に基づき行われたものである。贵州省物价局、四川省发展和改革委员会は、これについて、茅台、五粮液が代理店から第三者への最低販売価格を限定し、最低価格を実施しなかった代理店を処罰したことは、代理店と白酒販売価格の縦方向の独占協定に合意しかつこれを実施するものであり、[「独占禁止法」](#)第十四条の規定に違反し、市場競争を排除し制限し、消費者の利益を損なうものであると認識している。両部門はこれをもとに処罰し、罰金は前年度の案件に係る売上高の1%とした。

この度、茅台、五粮液が処罰された事件は、中国[「独占禁止法」](#)施行以来價格法令執行部門が最初に縦方向独占案件の調査に公に介入しかつ処罰を行った

实际做出处罚。在司法领域，法院在对是否构成价格纵向垄断协议的认定上也非常谨慎，上海市第一中级人民法院在审理全国首例纵向垄断纠纷案时认为：不能仅以经营者与交易相对人是否达成了固定或者限定转售价格协议为判断依据，而需要结合《[反垄断法](#)》第十三条第二款所规定的内容，即需要进一步考察此等协议是否具有排除、限制竞争的效果（详细内容请参考第 298 期《[里兆法律资讯](#)》）。

茅台、五粮液被处罚对存在类似限定转售价格行为的企业具有警示意义。为避免违反《[反垄断法](#)》，企业在制定营销政策时，如确需稳定产品的市场价格、防止恶性竞争，采用指导价、建议销售价等方式或许更为安全。

（里兆律师事务所 2013 年 03 月 01 日整理编写）

案件である。一部の企業は、独自ルートの販売において「エリアを限定し、価格を限定する」という営業政策を採用することは従来から広く行っており、理論上は「[独占禁止法](#)」第十四条の規定に違反する疑いがあるものの、過去の実践においては、価格法令執行部門が実際に処罰を行ったことはなかった。司法の領域で、裁判所は価格の縦方向の独占協定を形成するかどうかを認定するうえで非常に慎重であり、上海市第一中级人民法院が全国で最初の縦方向独占協定紛争案件を審理する際の認識としては、事業者と取引相手とが再販価格を固定または限定する協定を取り交わしているかどうかだけを判断の根拠とすることはできず、「[独占禁止法](#)」第十三条第二項に定める内容と併せて、これらの協定が競争の効果を排除し、制限しているかどうかを更に考察する必要がある（詳細は第 298 期「[里兆法律情報](#)」参照）。

茅台、五粮液が処罰されたことは、類似の再販価格限定行為の存在する企業にとって、注意喚起の意味を有する。「[独占禁止法](#)」違反を回避するために、企業は販売政策を制定する際に、製品の市場価格を安定させ、悪性競争を防止する必要がある場合には、指導価格・販売提案価格などの方式を採用した方がより安全かもしれない。

（里兆法律事務所が 2013 年 3 月 1 日付で作成）